

## 本日の会議に付した事件

令和6年第2回山元町議会定例会（第4日目）

令和6年6月13日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 3 報告第 3号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 4 報告第 4号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 5 報告第 5号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 6 報告第 6号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 7号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 10 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 11 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 12 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 13 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 日程第 14 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度山元町一般会計補正予算・専決第3号）
- 日程第 15 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度山元町一般会計補正予算・専決第4号）
- 日程第 16 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度山元町水道事業会計補正予算・専決第1号）
- 日程第 17 議案第24号 山元町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第25号 山元町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第26号 山元町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第27号 山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第28号 山元町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第29号 山元町地域防災計画について

- 日程第23 議案第30号 令和6年度 道改1号 上平浜原線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第24 議案第31号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第25 議案第32号 令和6年度山元町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第33号 令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第34号 令和6年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第29 議員派遣の件
- 日程第30 委員会審査期限延期の件

---

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（菊地康彦君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、6番渡邊千恵美君、8番品掘栄洋君を指名します。

---

議 長（菊地康彦君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

以上で議長諸報告を終わります。

---

議 長（菊地康彦君）日程第2．報告第2号を議題とします。

本件について、報告を求めます。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。報告第2号専決処分の報告についてご報告申し上げます。

提案理由でございますが、賠償額の決定及び和解について、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

2枚目の専決処分書をお開きください。

町は、関係当事者として、イチゴ団地内の施設園芸作物栽培大型鉄骨ハウス等施設に係る土地賃貸借契約の更新、協議に参加した交渉事務において、対応の遅延による逸失利益等に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、次のとおり決定する。

1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりであります。

2、事件の概要。農地所有者である相手方とイチゴ栽培農家との土地賃貸借契約の更新に当たり、施設所有者である町が、関係当事者として令和4年3月から協議に参加したが、その交渉において誠実かつ速やかに対応すべきところ、約1年にわたり対応を留保し、解決を長期化させたことで、本来イチゴ栽培農家から受け取れたと見込まれる賃料などの逸失利益等について、相手方から誠意ある対応を求められたことに対し、和解により解決を図ったものであります。

3、和解の額、その他和解条項。

（1）町は相手方に対し、対応の遅延についておわびし、本件の解決金として相手方

が逸失した経済的利益、賃料収入などに相当する額、1月3万円を支払うことを認め、これを相手方の口座に送金して支払う。振込手数料は町の負担とする。

(2) 相手方及び町は、本件については以上で解決する。ほかに何ら債権債務のないことを確認する。

以上で報告2号の報告を終わります。

議長（菊地康彦君）報告第2号専決処分の諸報告について（賠償額の決定及び和解）を終わります。

---

議長（菊地康彦君）日程第3．報告第3号を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。報告第3号専決処分の報告について、ご報告申し上げます。

提案理由でございますが、道路改良工事に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものです。

2枚目の専決処分書をお開きください。

工事名は、令和4年度（債務）道改7号 中浜滝野前線道路改良工事。契約金額は3億4,577万1,800円。18万5,900円の増となります。

契約の相手方、株式会社松浦組であります。

資料ナンバー、議案の概要をご覧ください。

5の工事の概要、変更分になりますけれども、乗り入れ後の盛土が60立方メートル増加したものです。

7の変更につきましては、地権者及び耕作者との調整に伴う農地への乗り入れ勾配等の変更により、必要な費用を増額するものです。

以上で報告第3号の報告を終わります。

議長（菊地康彦君）報告第3号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（菊地康彦君）日程第4．報告第4号を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。報告第4号専決処分の報告について、ご報告申し上げます。

提案理由でございますが、道路改良工事に関し、地方自治法の規定に基づき、専決処分したのでこれを報告するものです。

2枚目の専決処分書をお開きください。

1の工事名は、令和5年度社総交（防安1号）亘理用水路東線道路改良工事。契約金額は7,634万3,300円。161万9,200円の増となります。

契約の相手方は有限会社渋谷組であります。

資料ナンバー2の、議案の概要をご覧ください。この工事の概要ですけれども、変更分になりますけれども、環境施設工が0メートルから12メートルの増となったものです。

7の変更理由でございますが、横断管を敷設するに当たり、農業用パイプライン管が支障になることが判明したことから、その費用を増額するものです。

以上で報告第4号の報告を終わります。

議長（菊地康彦君）報告第4号専決処分の報告について（工事請契約金額の変更について）を終

わります。

---

議長（菊地康彦君）日程第5、報告第5号を議題とします。

本件について報告を求めます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。報告第5号専決処分の報告について、ご報告申し上げます。

提案理由でございますが、道路改良工事に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものです。

2枚目の専決処分書をお開きください。

工事名は、令和5年度道改1号 南山下線道路改良工事。契約金額は6,402万9,900円。292万4,900円の増となります。契約の相手方は有限会社安田工務店であります。

資料ナンバー3の議案の概要をご覧ください。

5の工事の概要、変更分になりますけれども、築堤盛土、のり面整形植生工がゼロ計上だったものが、築堤盛土160立方メートルの増、のり面整形工が290平方メートルの増、植生工が290平方メートルの増となります。

7の変更理由でございますが、本改良工事に伴い、影響する新井田川に関して、施設管理者との協議の結果、既定盛土等が必要になったことからその費用を増額するものです。

以上で報告第5号の報告を終わります。

議長（菊地康彦君）報告第5号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（菊地康彦君）日程第6、報告第6号を議題とします。

本件について、報告を求めます。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは報告第6号繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

去る2月の第1回臨時会、そして3月の第1回定例議会で可決賜りました令和5年度一般会計補正予算（第6号）、（第7号）になりますが、これらの繰越明許費につきまして、地方自治法施行令の規定により、繰越額を報告するものでございます。

1ページをお開き願います。令和5年度山元町一般会計繰越明許費繰越計算書になります。左から順に、予算科目、事業名、金額等の記載であります。可決を賜りました16事業の繰越計算書になります。

主な事業についてご説明いたします。

初めに、2款総務費1項総務管理費のDX関連の3事業についてですが、こちらに関しましては、物価の高騰や半導体などのコスト上昇により、仕様書の策定に不測の日数を要したため、繰り越したものであります。

同じく総務管理費、住民税均等割のみ課税世帯等に対する臨時特別給付金及び3款に記載してございます民生費2項児童福祉費の同じく給付金の子育て世帯加算分になりますが、この2事業につきましては、国の補正予算の成立の時期、そして制度上、令和5年度内での事業完了が困難でありましたことから、繰り越したものであります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費、このうちの道路新設改良事業、そして道路メンテ

ナンス事業であります。地権者との調整や交渉に不測の日数を要したことなど、年度内での完了が困難であったことから、繰り越したものであります。

裏面をお開き願います。

10款教育費5項社会教育費の文化財発掘調査事業に関しましては、調査報告書の作成について、年度内での完了が困難であったため、繰り越したものでございます。これらの結果、令和6年度に繰り越しました額は、5億7,376万8,179円でありまして、財源内訳につきましては、右の表の記載のとおりとなっております。

以上で報告第6号の説明を終わります。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

報告第6号繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

---

議長（菊地康彦君）日程第7. 報告第7号を議題とします。

本件について、報告を求めます。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、報告第7号事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。地方自治法施行例の規定に基づき、繰越額を報告するものでございます。

1ページをお開き願います。令和5年度山元町一般会計事故繰越し繰越計算書になります。左から順に、予算科目、事業名、昨年度中の支出負担行為額などの記載となっております。

令和5年度から令和6年度に事故繰越しましたのは、9款消防費1項消防費の2事業になります。まず、防火貯水槽撤去事業であります。工事着工後、地権者からの要望を受け施工方法の見直しなどに時間を要し、年度内での事業が困難、年度内での完了が困難になったものであります。また、地域防災計画改定事業に関しましては、今年1月1日に発生しました能登半島地震の影響により、宮城県との協議に想定以上の時間を要し、年度内での策定が困難となったものであります。2事業の合計748万円を繰り越しており、その財源に関しましてはいずれも一般財源になります。

以上で報告第7号の説明を終わります。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。事故繰の関係つちゅうのは、前段報告があったこの明許繰越でも終わらない案件ですよ。そうですね。それを前提として考えたときに、防災計画のほうはね、県の都合とか、新しい県のシミュレーションとかいろいろあってっていうのは、それはそれで理解できるんですけども、防火水槽つちゅうのはそれなりのところにある、通常は地元の区長さんなり地権者の方々と一定の協議をしながら着工する、そういうレベルのね、そんなに難しい事業ではないと思うんですけども、地権者との協議に時間を要したと。明許繰越ぐらいだったらあれだけど、事故繰となるとちょっと違うんじゃないのかなというふうに、私は素朴な疑問を持ったわけですけども、まずこのいつ予算措置をしたこの事業なのか。ということですよ。いつの時点で予算措置して、い

つからスタートして、こういうふうに2年にまたがったの繰越しになっているのか。ちょっとその辺確認させていただきたいというふうに。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。まず予算措置の時期ですが、当初予算で予算措置はしてありました。発注時期については、一度、2月ぐらいだと思いますけども、2月ぐらいに入札執行を試みたんですけども、不調になりまして、その後3月に再度執行いたしまして、3月に着工しておりますが、3月議会中に地権者から、事前に協議をしておったんですけども、それ以外で要望が急に出てきたことから、明許繰越には間に合わず、やむを得ず事故繰越ということになった次第でございます。

以上でございます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。当初予算で措置していた。それを2月から工事が始まった。ちょっと随分間延びしてるんでしょうかね。普通は年度内に起工なりね、事業発注。そんなに難しい案件でないわけですからというふうに思うんですけどもね、ちょっと私にはいまいち、理解がしかねるんですけど、いかがですか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。確かに、齋藤議員おっしゃるとおり、時間的余裕を持って進めるべきだったかと思いますが、こちらの防火水槽につきましては、田んぼに隣接している土地でございますので、稲刈り終了後に具体的な協議とか、地権者との調整を図っておりますので、その後、入札が不調になったという事情もございまして、ご理解いただければと思います。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）報告第7号事故繰越し繰越計算書についてを終わります。

---

議長（菊地康彦君）日程第8．承認2号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。承認第2号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

資料ナンバー4、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、山元町町税条例の一部を改正したので、承認を求めるものです。

主な改正内容ですが、1点目としまして、職権による減免の規定の追加になります。生活保護等により住民税等の減免申請を行う際は、納期限前7日までに必要書類を添付し、申請書を提出する規定ですが、災害に対する被災前の備えとして、あらかじめ職権による減免を可能とする規定を追加し、準則と文言を合わせる改正を行うものであります。

2点目は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例に関して、前年に遡り、雑損控除ができる特例規定を追加するものであります。

3点目は、個人住民税の定額減税に関する規定の追加です。令和6年度税制改正にお

いて、要件を満たす納税義務者の令和6年度分個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するものです。定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額地方特例交付金で補填されます。

4点目は、固定資産税に係る特例の延長についてです。特例の内容ですが、土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇は緩やかなものになるよう課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられております。負担水準の高い土地は、税負担を引下げまたは据置き。負担水準の低い土地は、なだらかに税負担を上昇させることによって、負担水準のばらつきの幅を狭めていく特例期限を、令和8年度まで3年間延長するものであります。

5点目として、法律改正による引用条項のずれ及び文言の整理を行っております。

2の施行期日については、1から4と、5のうち記載のものについては、令和6年4月1日、以下記載のとおりであります。

以上で、承認第2号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。この定額減税については、いろいろ問題が指摘されていると受け止めているわけですが、この1の主な内容、主な改正内容の1の（3）定額減税について確認します。

非常にこれ、中身、非常に複雑っていうかね、面倒くさいような内容なんですけれども、調整交付金の対応について確立、確定するまでの作業内容はどのような流れで、決定されているのかあるいは今後するのか。今後決定するのか。その辺の作業内容について確認します。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。調整給付金の交付までのスケジュールというようなことになりますけれども、まずは定額減税に該当するかどうかというのを、税務課のほうで計算いたします。計算した際に、定額減税は所得税が3万円、あと住民税が1万円と、あとそれが扶養者1人につきそれぞれ加算されるというようなことになりますけれども、まず所得税につきましては、令和5年度の推計所得で算定しまして、4万円が引き切れなかった場合というような形になりますので、そこで調整給付金が発生するということになります。住民税も同様になります。ですので、税のほうで確定します。住民税は6月に確定すると思うんですけども、そこで確定した数字をもちまして、実際、可能額から控除して、引き切れない方に対してデータを吸い上げまして、そこから該当者のほうに調整給付金の通知をお出しするというような流れになります。以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。という流れの中で、非常に税務署との関係、税務署からいろんな書類というか、そういったものを資料もらって、そしてそれに基づいていろいろこっちで確認して計算して、その対象者に送って、そして今度対象者がそれを見て申請して受け付けて、そしてもらうというような流れになったと思うんですが、その辺の計算が今、何人家族とかね、あるいはいろんなタイプがあっぺから、それはその辺についてはね、前回の説明資料等でも説明されているということではありますが、非常に作業が煩雑だというようなことから一般的にね、ミスが起こりやすいというふうに指摘されている事項なんです。事案ですね。

という心配から今のこの工程を確認して、ミスのないようにということを確認したか

ったんですが、そのためにね、もし体制がね、足りないとかね、ミスが出てきてからのね、言い訳というとおかしい、弁明にならないような作業をね、進めていくべきだなと。非常にね、大変だなと分かっているながら、でもこれ、国にやれって言われてやってる、本当に皆さんかわいそうなんだけれども、そして住民にとってはいいことだからね、減税。だから、これは大切な、体制でやっぱり慎重に進めていかなくちやないと思ってということから、ミスを起こさないように、十分な体制も図りながら進めるべきだというふうに思ってるんですが、町長、いかがですか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今、遠藤議員がおっしゃったとおりですね、こちらといたしましても、本当に複雑な仕組みになっておりますので、間違わないようにしっかりと対応していきたいというふうに、それはですね、最初に国のほうから通知があった時点から、こちらとしてもですね、職員含めて、対応はしっかりとということではしていきたいというふうに考えております。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

---

これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから承認第2号専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

議長（菊地康彦君）日程第9．承認第3号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。承認第3号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

配付資料ナンバー5、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、山元町国民健康保険税条例の一部を改正したので、承認を求めるものです。

改正内容ですが、1点目として、後期高齢者支援金に係る課税限度額を22万円から2万円引き上げ、24万円とするものであります。背景としましては、高齢化の影響で医療給付費等が増加する一方、被保険者の所得が伸びない状況下において、税率の引上げは高所得者、すいません、高所得者層の負担に比して、中間所得層の負担が重くなる

ことから、高所得者層の負担を上げることによって、中間所得層の負担軽減を図るものであります。

5年度の所得での試算になりますが、この改正により8世帯増加して、22世帯が該当するものと試算いたしております。

2点目としまして、現下の経済状況等を踏まえて、低所得者に係る保険税軽減を拡充するもので、軽減対象となる世帯の軽減判定所得を、5割軽減については29万円から29.5万円に、2割軽減については、53.5万円から54.5万円に引き上げるものであります。こちらも5年度の所得での試算になりますが、2割軽減については7世帯増加、5割軽減については4世帯増加を見込んでおります。

2の施行期日等については、令和6年4月1日から施行し、令和6年度以降の国民健康保険税に適用するものです。

以上で、承認第3号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。このことの結果によって上がるところと下がるるところということなんですが、世帯数については確認で、財政、財源的にはどう、財源といいますか、収入の関係でのプラマイはどうなんでしょうか。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。一応、限度超過の方についてはそこまでするので、22世帯の方は超過額まで頂きますが、軽減の方については、基盤安定とかの部分で歳入等ありますので、そちらの部分については、町の収入減とはならないものと見込んでおります。以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。プラマイの考え方を確認したんですが、よっくど考えっと、8世帯掛ける2万だから16万上がって、多くもらってあと、下、掛けることの5,000円掛ける4世帯、1万掛ける7世帯という計算でいいのかどうかという確認なんだけど。そうすつと上がったほうが収入上げたほうが多いからね。会計全体としては何万円か。そういう考えしたんですけども、大きな変化もないということが分かりましたのでいいです。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）なしと認めます。

---

これから討論を行います。 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから、承認第3号の専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

議長（菊地康彦君） 日程第10．承認第4号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君） はい、議長。承認第4号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

資料ナンバー6、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

提案理由ですが、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の施行に伴い、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したので、承認を求めるとのものです。

改正内容については、1点目として、課税免除の適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日に改めるもの。2点目としまして、法律改正等による引用条項ずれの改正となっております。

この制度の概要ですが、東日本大震災からの産業の早期復旧、復興の推進を図るため、県の認定を受けた事業者が特定復興産業集積区域内において、一定の施設または設備を新設または増設した場合、税制面での優遇措置を実施しているもので、本町においては5年間固定資産税の免除を条例で規定しております。対象産業としては、自動車関連などのものづくり産業版、農業版、IT産業版があり、本町では令和6年度はものづくり産業版で、自動車、電子部品等の3社、農業版でイチゴ関係法人2社が認定されており、減収分については震災復興特別交付税で補填されます。

特定復興産業集積区域ですが、産業版については町内に立地している主要な工場用地を、農業版については津波被災した沿岸部の農地を集積区域といたしております。

2の施行期日は令和6年4月1日となります。

以上で、承認第4号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

---

議長（菊地康彦君） これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君） 質疑なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君） これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君） 討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君） これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第4号は原案のとおり承認されました。

---

議長（菊地康彦君）日程第11．承認第5号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。承認第5号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

資料ナンバー7、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

提案理由ですが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料の免除措置等に対する財政支援の延長についてにおいて、原発事故に伴う避難指示区域等における被保険者に係る国民健康保険税の減免に要する費用の財政支援が延長されたことから、東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正したので、承認を求めるものであります。

内容につきましては、原発事故に伴う避難指示区域等から本町に転入し、国民健康保険に加入した被保険者の令和6年度分の国民健康保険税を減免するもので、この特例措置については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、令和5年度から段階的に縮小し、帰宅困難区域等を除いて、避難解除からおおむね10年となる令和9年度末までに終了するとされたものであります。

表をご覧ください。

減免割合、減免要件については記載のとおりとなっておりますが、全部減免については、記載の区域から避難している被保険者は令和6年度は全部減免ですが、来年度は半額減免、その次の翌々年度については、減免が終了となります。令和6年度町内で該当している世帯は6世帯となります。半額については、昨年度全部減免だった記載のところ、6年度は半額減免、来年度の減免は終了になります。町内での該当はありません。一部減免は記載のとおりです。

2の施行期日等については、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の国民健康保険税に適用するものです。

以上で、承認第5号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから承認第5号専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。  
お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第5号は原案のとおり承認されました。

---

議長（菊地康彦君）日程第12．承認第6号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。承認第6号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

資料ナンバー8、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

提案理由ですが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正したので、承認を求めるものであります。

改正内容については、不均一課税適用期間の延長について、2年延長し、令和8年3月31日に改めるものであります。

制度の内容ですが、県が定めている安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことを目指した地域再生計画に基づき、県の認定を受け、本社機能を有する施設を拡充または移転する事業者に対し、税制上の優遇措置を講ずるものであります。町内での対象地域は、本社機能拡充型には町内に立地している主要な工場の用地を、移転型には産業集積が見込めない山間部及び農業振興地域における農用地区域を除外した区域を指定しております。町の条例では、3年間の固定資産税の優遇措置を条例化しておりますが、現在のところ、これまで該当はありません。

2の施行期日は、令和6年4月19日となります。

以上で、承認第6号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから承認第6号専決処分の承認を求めることについて（山元町地方活力

向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例)を採決します。  
お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第6号は原案のとおり承認されました。

---

議長（菊地康彦君）日程第13．承認第7号を議題とします。

本件について説明を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。承認第7号専決処分の承認を求めることについて  
ご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

資料ナンバー9、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

提案理由でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を、改正する内閣府令等の施行に伴い、山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したので、承認を求めるものであります。

改正内容は、児童の年齢に応じ、保育士等の配置基準について改正したものととなります。児童の年齢が満3歳以上、4歳未満の児童20人につき1人を、15人につき1人に改正。4歳以上児の児童30人につき1人を、25人につき1人に改正したものです。

施行期日は令和6年4月1日となります。なお、補足となりますが、つばめの杜保育所は、4月より改正後の配置基準どおり職員を配置しております。今回の改正は、国の配置基準を規定した家庭的保育事業の条例のみの改正となっております。また、小規模保育事業所なないろ保育園、事業所内つくし保育園に関しては、3歳未満児の保育を行っているため、今回の配置基準は該当しないことを申し添えます。

以上で、承認第7号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから承認第7号専決処分の承認を求めることについて（山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第7号は原案のとおり承認されました。

---

議長（菊地康彦君）日程第14．承認第8号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは承認第8号専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

令和5年度山元町一般会計補正につきまして、補正予算につきまして、地方自治法の規定により専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくり願います。専決処分書になります。

令和5年度山元町一般会計補正予算は、急を要するため、地方自治法の規定により、別紙のとおり、令和6年3月26日付で専決処分したものであります。

さらに、もう1枚おめくり願います。

令和5年度山元町一般会計補正予算・専決第3号になります。歳入歳出予算の補正でございしますが、今回の補正の規模、こちらにつきまして、歳入歳出それぞれ2,800万円を増額し、総額を87億3,960万円としたものであります。

それでは歳出予算からご説明いたします。6ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費になります。4目障害福祉費であります。障害者の自立支援、介護訓練等に要する給付費に不足が生じましたがため、2,800万円を増額したものであります。

次に、歳入予算についてご説明いたします。5ページをご覧ください。

ただいまご説明しました歳出予算に関する財源となりますけども、19款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金につきましては、歳出同額の2,800万円を財政調整基金から取り崩しております。

以上で、承認第8号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。まず、金額が大きいということですね、一つはね。2,800万。しかもですね、決算は3月31日、年度末ですよ。そんな中で、決算のこれ、日付は3月26日となっておりますが、予算不足にですね、気づいた時期、あとは町長に報告した時期。その際、町長からの指示内容を確認いたします。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。こちらの不足部分につきましては3月の段階で、ちょっと日付のほうは明確にはちょっと覚えておりませんが、予算の時期が来たということで、不足についてと、これにつきましては前々年分の給付費、3月分の請求の額がですね、前の月、請求の額が3月に入ってから来るというようなところで、そこで確認をしてもう一度精査したというようなことからの報告に至っております。

ここの部分についてその後ですね、3月定例会開会中でもありましたので、相談したところですね、ちょっと追加提案ではちょっと間に合わないというようなところで、議会終了後にですね、全員協議会のほうでですね、ある程度の額が確定してからご説明さ

せていただいたというような流れになってございます。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。財源のこの確認なんです、これ一般財源、財政調整基金で対応してるところなんです、その後どうなるんでしょうか。その後どうなるっていうか、国県、お伺いいたします。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。この障害給付費につきましては、財源のほうは国が2分の1、県が2分の1、町が2分の1負担することになってございます。令和5年度に国のほうから概算で給付金を、給付費を頂いておりますので、翌年度精算というようなこととなりますので、今の時期ですね、6月にですね、令和5年度分の精算の実績報告の作成をしております。最終的にそこで給付費が固まりまして、国の給付費が確定した段階で、追加給付というようなこととなりますので、そこで財源の割り振りや変更ということをご予定しております。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。課長の説明ですと、関係を確認したのが3月。それで、3月の全員協議会で説明したということなんです、こういう案件はどうなんですかね。町政執行というか、全般に関わる代表監査委員にもね、我々と同様っていうか、以前にっていうか、やっぱり一定の報告なり説明をすべき案件じゃないのかなあというふうに思うんですけども、どういうタイミングでそういうことをされているのか、しない、しなかったのか確認をさせていただきます。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今回の案件につきましてはですね、代表監査委員のほうにはですね、ちょっと説明のほうはしておりませんでした。今回は、3月の議会中、議会の開会、3月になってからの判明ということもありまして、議会のほうにどのような形でまずはお知らせをするかというところからスタートしましたので、その時点では先ほど説明したとおりですね、3月議会中にはちょっと無理だということで、全協のほうで報告をさせていただきますして、そして監査委員のほうにはですね、先日、議会よりは相当遅れてますが、先日ですね、説明をさせていただいたばかりだということになります。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。はい。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）それでは質疑なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから承認第8号の専決処分の承認を求めることについて（令和5年度山元町一般会計補正予算・専決第3号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第8号は原案のとおり承認されました。

---

議長（菊地康彦君）それではここで暫時休憩といたします。再開は11時10分、11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時10分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（菊地康彦君）日程第15．承認第9号を議題とします。

失礼いたしました。先ほど保健福祉課からの説明に訂正があるということですので、許しております。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。先ほど承認第8号の案件でございますが、遠藤議員からの質問の中で、自立支援介護訓練等給付費の財源についてご質問いただきました。私、ちょっと誤って発言してしまいましたので、訂正させていただきたいと思っております。

国の財源の割合が2分の1で、県町とも、私、2分の1と申し上げたんですけれども、4分の1になりますので、大変申し訳ございませんでした。

議長（菊地康彦君）それでは続けます。

日程第15．承認第9号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。承認第9号専決処分の承認を求めることについて、失礼いたしました。ご説明いたします。

令和5年度山元町一般会計補正につきまして、地方自治法の規定により専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

1枚おめくり願います。専決処分書になります。

令和5年度山元町一般会計補正予算は、急を要するがため、地方自治法の規定により、別紙のとおり、令和6年3月31日付で専決処分したものであります。

さらにもう1枚おめくり願います。

令和5年度山元町一般会計補正予算・専決第4号になります。初めに、歳入歳出予算の補正であります。今回の補正の規模は歳入歳出それぞれ2億4,974万4,000円を減額し、総額を84億8,985万9,000円としたものであります。失礼いたしました。総額でございますが、84億8,985万6,000円としたものでございます。

概要でありますけれども、決算収支の適正水準化の取組としまして、金額が確定したものの、そして確定が見込まれる予算に関しまして、一定額を超えるものについて精査したところでございます。また、給料や手当などの人件費に関しましても、同様の考えから補正しており、それぞれの説明につきましては省略いたしますことをご了承願います。

それでは、歳出予算からご説明いたします。12ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費でございます。3目財政管理費ですが、ふるさと納税に関する経費として、広告料及び業務代行委託料の合計642万6,000円を減額しております。こちらは、国の改正及び納税額が見込額を下回ったことに伴い、減額となった

ものであります。

次に、16目町民バス事業費ですが、町民バス及びデマンド型乗合タクシーの運行業務に関係します。委託料に請差が生じたため、合計で280万円を減額しております。

続いて、20目定住促進対策費になります。4,205万4,000円を減額しております。こちらは移住定住支援補助金の交付額の確定に伴う不用額になります。

13ページをご覧ください。

23目住民税非課税世帯等に関する臨時特別給付金に関する予算であります。事業費の確定に伴う減額となります。交付対象世帯に対する給付金と合わせまして上段に記載の事務費を合計し、1,545万4,000円を減額しております。財源につきましては、国からの交付金であり、歳入についても同額を減額しておりますので、後ほどご説明いたします。

14ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費4目障害福祉費ですが、令和4年度分の障害児入所給付費国庫負担金の返還金3,021万1,000円を減額しております。

4款衛生費2項清掃費4目環境保全費ですが、空家等対策計画策定支援業務委託料の確定に伴い、不用額250万円を減額したものであります。

15ページをご覧ください。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費であります。農業用排水路のしゅんせつにかかる負担金が軽減されたため、483万4,000円を減額しております。この減額に伴い、歳入における地域振興整備基金の取崩し額についても、同額を減額しております。

8款土木費2項道路橋梁費になります。まず、1目道路維持費ですが、除融雪業務委託料につきまして、降雪量が少なく費用が軽減されたため不用額5,500万円を減額したものです。また、道路補修工事請負費につきましては、各種工事の請差等360万円を減額したものです。

次に、2目道路新設改良費ですが、中浜滝の前線の整備に際しまして、盛土材を工夫するなど工事費の低減に努めたことにより、不用額3,060万円を減額したものです。また、上下水道施設移設補償費につきましては、中浜滝の前線ほか1路線の整備におきまして、上下水道の移設補償費が確定したため不用額370万円を減額したものになります。これら道路新設改良事業に関しましては、財源としまして過疎対策事業債を充当しており、合計額3,430万円につきましては地方債についても減額しております。

16ページをお開き願います。

8款土木費4項住宅費2目住宅安全対策費ですが、木造住宅耐震診断士派遣業務耐震改修工事助成事業、危険ブロック塀除去助成事業の3つの事業において、いずれも制度利用者が見込みを下回りましたので、合計835万1,000円を減額しております。これら3つの事業の財源としましては、国庫補助金及び県補助金についても、負担割合に応じ減額しております。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費になります。こちらにつきましては、奨学金の利用者が皆無であったため、予算額の全額120万円を減額したものです。

17ページをご覧ください。

10款教育費3項中学校費1目学校管理費ですが、山元中学校におきまして、エレベ

ーターを改修しましたほか、記載の事業について請差等の合計168万1,000円を減額したのになります。

18ページをお開き願います。

10款教育費5項社会教育費になります。まず、8目社会教育施設計画費ですが、令和4年3月の福島県地震により被災しました旧坂元中学校の体育館を改修しており、その請差など211万5,000円を減額しております。

同じく10款教育費6項保健体育費4目学校給食費でありますけども、栄養やバランス等に十分に配慮しつつ、献立の工夫などにより食材費の軽減が図られ、640万円を減額したのになります。

12款公債費1項公債費2目利子であります。一時借入れがなかったこと、そしてこれまでの借入れに伴う利子につきまして、利率が当初の見積りを下回ったことから、合計1,529万8,000円を減額しております。

続いて、歳入予算についてご説明いたします。8ページにお戻り願います。

1款町税になります。1項町民税から4項町たばこ税につきましては、決算見込みなどに伴い、それぞれを加減したものであります。

2款地方譲与税から9款環境性能割交付金につきましては、国や県が徴収した各種税金のうち、町に対し交付されるものでありまして、交付額の確定に伴い加減したのになります。

11款地方交付税ですが、3億1,561万3,000円を増額しております。特別交付税2億6,744万1,000円につきましては、DX関連の事業ですとか地域おこし協力隊、これらの導入に関する費用として、財源手当てされたものになります。また、震災復興特別交付税4,817万2,000円につきましては、主に地方税の減収や減免に対する補填として交付されたものになります。

10ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務補助金であります。歳出でご説明しました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の確定に伴い、1,545万4,000円を減額しております。

次に、4目土木費国庫補助金ですが、こちらも歳出でご説明しました危険ブロック塀除去事業ですとか、木造住宅耐震に係る事業等の交付額の確定に伴いまして479万4,000円を減額しております。

16款県支出金2項県補助金5目土木費県補助金ですが、上段の土木費国庫補助金同様、各種補助事業の交付額の確定に伴い、156万3,000円を減額したのになります。

11ページをご覧願います。

18款寄附金1項寄附金1目寄附金であります。ふるさと納税寄附金については、当初の見込みを下回りましたことから1,340万円を減額しております。

19款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金ですが、各種基金からの取崩し額について、合計5億568万3,000円を減額しております。内訳としまして、まず、1節財政調整基金繰入金ですが、各予算を整理し、歳入歳出差引の結果、基金からの取崩し額を4億9,964万9,000円を減額したものです。この結果としまして、繰入金の合計は3億310万7,000円となっております。

次に、2節昇格基金繰入金ですが、奨学金の貸付け実績に基づき、取崩し額を皆減したものでございます。

続いて、7節地域振興整備基金ですが、歳出でご説明しました農業用施設維持管理に關します負担金の減額に伴い、取崩し額を483万4,000円減額しております。

22款町債1項町債4目土木費になりますが、歳出でご説明しました道路新設改良費の減額に伴い、過疎対策事業債3,430万円を減額しております。

次に、5目教育債ですが、こちらも歳出でご説明しました社会教育施設計画費の減額に伴い、過疎対策事業債210万円を減額したものに なります。

続いて、地方債の補正についてご説明申し上げます。5ページをお開きください。

過疎対策事業債の限度額につきまして、5億4,160万円から3,640万円を減額し、5億520万円としております。こちらは歳入の最後の科目でご説明しました地方債の減額に伴い、限度額を変更したものに なります。

以上で、承認第9号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。この承認9号、専決処分の内容なんですけども、この予算の修正というのは、事業が確定したに伴い増減がメインだと思うんですけども、この中でですね、3月定例会補正予算で確保した予算が一部不用になって、その不用に気づいた時期とですね、あと町長に報告した内容等をですね、確認します。

またですね、それ終わったら先ほども同じなんですけども、代表監査にですね、報告または説明した内容、時期を確認します。

議長（菊地康彦君）比較です。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。ただいまのご質問ですけれども、予算書の14ページの民生費の中の、4目の障害福祉費のことだと思いますけれども、こちらにつきましては3月補正のほうで補正させていただきました、当初、実績報告の申請誤りということで、今回の全員協議会のほうでお話しさせていただいております。これにつきましても、3月末に最終的な県からの通知によりまして決定しまして、町長と話をしまして、今回、減額というような中身になってございます。

監査委員さんにつきましては、先ほどのですね、2,800万円の補正と同様にですね、先日、併せて説明させていただいたところでございます。

議長（菊地康彦君）質疑の際にはですね、款項目、ページ等で質疑をしてください。よろしいですか。

そのほかございませんか。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。まず、16ページです。土木、款は土木費、住宅費、そして目は、住宅安全対策費において伺います。この3事業におきまして、全て見込みを下回ったということのご説明でしたけれども、木造住宅耐震改修工事の見込みがどれぐらいで、どれぐらいだったのか、そしてもう一つの危険ブロックについてのお伺いがございます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。すいません。ちょっと資料を持ち合わせてきませんでしたので、後で報告させていただきたいと思ひます。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、私からご説明申し上げます。まず、木造住

宅耐震診断の関係なのですが、当初の見込みは15件と立てております。これに関しまして、実績は2件だったというふうなものがあります。

次に、危険ブロック塀の関係。危険ブロック塀の関係につきましては、当初予算8件分を予算措置しており、実績については1件であったというふうなものになります。ちょっと飛びますけども、改修工事の関係、こちらにつきましては、当初5件の見込みに対し、実績は2件という数字になっております。

以上であります。

議長（菊地康彦君）そのほか、ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。すいません。これで質疑を終わります。

---

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから承認第9号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度山元町一般会計補正予算・専決第4号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第9号は原案のとおり承認されました。

---

議長（菊地康彦君）日程第16．承認第10号を議題とします。

本件について説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、承認第10号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

令和5年度山元町水道事業会計補正予算を地方自治法の規定に基づき、専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

1枚おめくり願います。専決処分書になります。

令和5年度山元町水道事業会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により、別紙のとおり、令和6年3月31日付で専決処分したものであります。

さらにもう1枚おめくり願います。

令和5年度山元町水道事業会計補正予算・専決第1号になります。議案書の1、2ページをお開き願います。

収益的支出についてご説明いたします。1款水道事業費1項営業費用2目配水及び給水費について、423万4,000円を増額しております。その要因であります。県道や町道の道路管理者が発注した工事に伴い、占用物件である水道施設について、高さ調整や撤去など急ぎの案件が発生したことなどにより、修繕費を増額したものであります。

予算書の最初のページにお戻り願います。

第2条令和5年度山元町水道事業会計予算。第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正したものであります。支出第1款水道事業費を423万4,000円増額し、総額3億7,854万6,000円としたものであります。

以上が、承認第10号の説明となります。よろしくお願い申し上げます。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから承認第10号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度山元町水道事業会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第10号は原案のとおり承認されました。

---

議長（菊地康彦君）日程第17. 議案第24号及び日程第18. 議案第25号の2件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第24号山元町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第25号山元町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方自治法の改正の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため提案するものであります。

最初に、今回の条例改正に当たっては、昨年5月に地方自治法の改正に関する通知が示され、その実施時期については、遡及適用を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とされておりました。国からの通知に基づき、常勤職員である任期付職員との取扱いに関する調整を行いましたが、情報収集等に時間を要してしまい、3月定例会ではなく6月定例会の提案となってしまいました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、資料ナンバー11、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1の改正内容ですが、会計年度任用職員の賞与年間支給月数を見直し、年間支給月数を2.45月から4.5月に改め、その内訳については表にありますとおり、新たに勤勉手当2.05月分を加えるものです。

なお、施行期日は公布の日とし、施行期日を適用月日を令和6年6月1日とすること

で、6月賞与から支給可能とするものでございます。

議案第25号の新旧対照表をご覧ください。

一番上にごございます支給月数の見直しのほかに、条例の題名を改正いたします。勤勉手当を追加することにより、条例の題名に勤勉手当の文言を加えるものです。

次のページをご覧ください。

条例の題名変更により、この条例の名称を引用する職員の懲戒の手續、考課等に関する条例第4条についても、改正となります。

以上で議案第24号及び議案第25号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

---

議長（菊地康彦君）これから議案第24号及び議案第25号に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

5番（大和晴美君）はい、議長。情報収集に時間を要したということがございました。ほかの市町村が3月議会でっていうことなんですけど、我が町がこの情報収集に時間を要した、何か特別な理由というのがあったかどうか伺います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。まず、情報収集に関しては、通知が昨年5月にあったもんですから、私が出席する仙南互理の総務課長会議、年4回ありますけども、直前の2月定例会の際でもぎりぎりまで難しいとか、直前になんないと決まないと情報情報がまずあったのが一つ。あともう一つは、山元町が、次の議案で説明いたしますけども、任期付職員の賞与に関する改定も控えておりました。これは先ほど提案理由にお話ししましたとおり、プロパー職員とのバランスを考慮するよという通知もありましたので、山元町だからこそある課題でありまして、県内では、任期付職員を複数抱えている自治体がほかに1自治体しかなく、その情報のほかに県外の自治体の情報も確認したので、想定以上に時間を要したというところがその理由でございます。

以上であります。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。そのほかございませんか。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいま、総務課長のほうから、3月定例会に上程できなかったという理由があったんですけども、本当にそういうことなんですか。ほかのあるいはお隣も含めて議会に議案として上げるには、当然、首長さんね、自治体の長のほうに最終的なね、査定の中で、もう出るわけじゃないですか。どこだって同じですよ、なぜ、3月に皆さんがやってるのを、もうできないというふうな形で、そういう形で何かこう、この押し通そうとする姿勢がありありですよ。そうですか。5月に通知来てるんですよ。情報収集も何も、もう少し早くやれるんじゃないですか。何でしっかりした、失念してたんじゃないんですか。そこが一番大きい原因じゃないんですか。確認いたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいまの質問にお答えいたします。

まず失念したかどうかということについては、失念はしておりませんでした。先ほど説明したとおり、年5回、仙南互理の総務課長会議というのがあって情報交換はしておりました。確かに、12月定例会まで、各自治体とも提案しなければ駄目だろうねという確認はしておりました。ただ、支給月数については統一した意見が、そろわなかったというのは事実でございます。直前の2月の総務課長会議の際にも、最終確認はしましたけども、最終確認はまだ取れてないけども、プロパー職員に合わせなきゃいけないだ

ろうなという意見は、多かったことはありますけども、全ての自治体がそうではなかったというところがありまして、こちらでも最終決定に至らなかったというところが事実でございます。以上です。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。我が町はいつも、お隣、亶理町との均衡バランスをね、いろんな形で取るような運び方をしてるわけですけども、亶理で町長査定が終わった時期はいつ頃というふうに認識されてるんですか。それこそうちのほうで、町長査定が終わった時期も含めて、確認いたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。まず亶理町の町長査定の時期については、申し訳ございませんが、そこまでは把握はしておりません。

当町の町長査定の時期ですけども、ちょっと今詳しいスケジュールとか控えておりませんので、申し訳ありません。すいません。企画財政課長のほうから。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。一般的な、事務のスケジュールについてご説明申し上げます。今回の件に限らず予算を組む際に当たっては、財務規則上、12月の15日でしたかね、まで、各課が予算を提案するというふうなものが、まず大前提になってまいります。その日以降大体1月の中旬ぐらいまで、各課からの予算というふうなものヒアリングを実施します。その後、1月の中旬から大体2月の上旬ぐらいまでにかけて、三役査定というふうな流れになりまして、2月の中旬ぐらいには予算を確定し、そして議案書に反映、予算書に反映。そして、2月の末には議員各位に議案として配付するといった一連の流れ、これ一般的な流れになります。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。担当課長は失念はしてないと。企画財政課長は、一般的な今、スケジュールを説明していただきました。課長から、前段説明あったように、多少はそれは町のね、特殊事情的な要因は多少あるかもしれませんが、しかし最終的にはどうであれ、6月の1日から適用するんですよ。だとすれば、3月定例会で、やっぱりしかるべき判断をして上程するっていうのが、他の市町村同様の対応が求められるんじゃないですか。何でそういうことが、当たり前のことが当たり前のようにできてないのか、私には到底理解できません。もう一度確認いたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。まず、議案第24号と議案第25号については、会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当の支給に関して追加規定するものです。で、県内のほかの自治体についてはこちらと同じ、議案第24号と25号と同じ、会計年度任用職員の勤勉手当を追加する一部改正を行えばいいという、ちょっと事情が異なっております。

山元町については、国からの通知の中で、プロパー職員との均衡を保つ、こちらに留意するよという追加で記載された文言がございます。そこは何かというと、山元町の場合は、任期付職員の期末勤勉手当、プロパー職員との支給月数の差がありますので、会計年度職員の勤勉手当を追加することによって、任期付職員とのバランスが保てるのかという課題がありました。同様の自治体がほかにないかということで、県内の自治体、県内の自治体では1自治体しか見つけることができずに、県外の自治体にも何件か聞いて回って、その辺のバランスを考慮する必要があったと。そういった時間に時間を要してしまったので、国の通知の中でもあったんですけども、遡及適用を含めて検討することがありましたので、遡及適用やむなしということで、3月議会定例会ではなくて、6月議会定例会議で提案という流れになってしまう。提案時期が6月になってしまったという、そういったところ多少時間がかかってしまって、このような時間をつくら

せてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。今、るる説明がありました。それはだから、いろいろ微調整しなくちゃいけないという要因があるというのは、前段の説明でもありましたので、それは分かります。しかし、今回の国の措置ってのは通知、国も地方自治体も同じですよ。基本は、同じ仕事をね、同一労働同一賃金という大前提の下での国の通知であり、それに倣って地方自治体も右倣えするという、だから課長が説明してるのはそれは、そういうのいろんなものがあるかもしれませんが、それは判断する材料は、そういうことじゃないですか。基本的なスタンス。何でそれをそんなに、ほかに例があるとかないとか、もたもたしなくちゃいけないんですか。仮にあったとしても、6月1日から適用するんですよ。今の課長の説明の雰囲気だと、何か3月中には一定の方向性を確認できたんじゃないんですか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。私の説明がちょっと不十分なところがあったかと思いますが、会計年度任用職員の勤勉手当追加だけであれば、県内の自治体だけの確認で提案できたかもしれませんが、任期付職員の期末勤勉手当の支給月数との調整、議案第26号で提案しているものと足並みをそろえて提案する必要があったので、この24号から26号までの3つの条例を同じ時期での議会提案ということを考えますと、3月には間に合わず、今定例会に提案という形になったものでございます。

以上でございます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。だから、ある程度分かるんですよ、それはね。それは分かるけども、6月1日からということになれば、これは人勸と違ってもう義務規定ではない任意の規定ですよ。何か、今日の議決をもって6月1日に遡る適用すると。普通はあまりあり得ないですよ。なんで必要なまさに臨時議会等を開催して、速やかにあれして安心して6月から、予算措置をして支給をするというふうにしなんでしょうかね。

内容についてはね、私も同僚議員も誰もね、反対する人なんかいないと思いますよ。うん。ただ運び方なり説明の仕方が私は到底、全員協議会なり議案説明の際の関係も含めると、ちょっと腑に落ちないので、こういうふうな立場で、ところでいろいろお尋ねをしなくちゃいけないということですよ。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどからですね、齋藤議員からご質問いただいております。確かにですね、皆さん、聞いてて分かるとおりに、1年前に通知があったわけですから、先ほどから総務課長、答えてるようですね、忘れていたとかそういうことではなくて、それだけ重く考えていろいろやってきた中でですね、今回このような形になってしまいました。

どんな理由があるにしろですね、私もやはり齋藤議員が言うようにですね、3月議会ですできるだけこれは可決をいただいて、スムーズに適用をさせるべきではないかというふうに思いますので、この件に関しましてはですね、本当におわびするしかないというふうに思いますので、何とかですね、この辺でご理解をいただければというふうに思います。今後、二度とですね、このようなことがないようにですね、進めていきたいと思っておりますのでご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。町長からようやくそれなりの、今、お話がございました。私は一般質問の中で、良好な執行部と議会の関係に関してですね、同じような問題提起をし

たはずでございます。あそこの中では、何か大変申し訳ないんだけども、この木で鼻をくくるようなあるいは何か無責任な姿勢を、私は感じざるを得なかったわけですよ。早くああいうところで、それなりの姿勢をお示ししていただければ、私も大分理解は進むわけでございます。あえて、もしかしたらこの場で、再度取り上げる必要もなかったかもしれません。

やはり、先ほど来から同僚議員が確認してるように、いろんな場面が、今回ありましたね。残念な、年度末の不適切な事務処理案件ね。監査委員に対して2か月間も説明しないとかね。いろいろあるわけですよ。そういうことも含めて、私はあれしてるわけです。確かにこの案件からは、少しそれる案件かもしれませんがね、まず、そういうことでございます。ですから、そういうことを踏まえて、一般質問で申し上げましたように、この綱紀肅正ね、どういうふうに見えるのか。ここはもう少し初心に戻って、ぜひ町長なり副町長ね、再検討した中でしかるべき対応をお示ししていただかないと、これは再発防止にもつながらない事態になりかねませんので、そのことをご指摘してですね、これで最後の質問といたします。

2番（高橋真理子君）はい、議長。ただいまのこの案件に対する齋藤議員の質問に対して、そして課長がご説明をしてという今のやりとりを、私伺っております、齋藤議員には大変申し訳ございませんが、私の感じたところと、あと再度、課長にもご確認したいと思うわけでございます。

確かに去年の6月、1月ですよ。そういったこともありまして、ここまで遅れたということは私も初めは驚きましたけれども、でもいろいろなご事情があったんだというものを、齋藤議員の質問に対して課長は同じことをもう3度目、4度目ぐらい、4回ぐらいお答えになっていらっしゃったのを、私、聞きまして、私はいろいろなご事情があったんだというふうに、私は理解できました。っていうふうに。ですので、本当にまた再度確認しますが、いろんな事情があったということを最後におっしゃれば、私の、私は確認しましたけれども、あるいは齋藤議員と同じように、何か疑問に思ってたらしやる方もいらっしゃるかもしれませんので、再度、いろいろな事情があったことを、確認したいと思います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。何回も説明するようで恐縮ですが、会計年度任用職員の勤勉手当支給だけであれば、ほかの自治体に確認するだけで済んだかとは、確かに思います。当町の事情としては、任期付職員を複数抱えているというほかの自治体にはない事情がありましたので、そちらの他の自治体の例を確認するのに、まず県内だけでは数が足りなかったと。手を広げてほかの県外の自治体にも調べる時間が、時間を要したというところが、県内のほかの自治体にはない山元町ならではの特別な事情かなと思います。そういった理由から時間がかかってしまい、3月定例会ではなくて、6月定例会に議案となったところでございます。以上です。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。今、同僚議員からそして説明、課長のほうから説明がありました。やはり、隣接自治体との情報の交換、そして情報収集。時間はかかると思います。そして職員数も少なくなっているのではないかなって、そういうふうなところから来る部分もあると思うんですが、とにかく、今、この24、5、6には関係がないかもしれませんけど、そういうことも考慮しながら、この条例を私は可決すべきだと思います。

すので、以上で質問します。質問とさせていただきます。以上です。

議長（菊地康彦君）討論じゃなくて、誰に、町長、質問。それは。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどですね、齋藤議員のほうにお答えしたのも、私は本当にそれ本心ですので、やはりどんな事情があるにしてもやはり、確かに制度の中で遡及も許されているというところはありませんでしたが、その部分というのはある意味、変な話で言い方悪いですけど保険みたいなもん、できるだけやはり3月までにですね、しっかりと制度を整えてやるべきだったのかなというふうには、私も感じておりますので、その辺に関しましては本当申し訳なかったというふうに思います。ただ、2人からいろいろ今ご理解をいただいたということに関しましては、本当に先ほども申し上げましたようにですね、忘れていたとかそういうことではなくて、しっかりと重く受け止めて担当課でも進めていた中で、最終的にこのような形になってしまったということをご理解いただきまして、本当にありがたいというふうに思います。何度も同じことになりましたが、二度とですね、このようなことがないように、皆様にしっかりと1回目の説明で理解いただけるような形で進めていけるように、今後もやりたいと思いますのでご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（菊地康彦君）そのほかございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）これで質疑を終わります。

---

議長（菊地康彦君）これから議案第24号山元町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の、すいません。—— 討論はありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから、議案第24号山元町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第24号は原案のとおり可決しました。

---

議長（菊地康彦君）これから、議案第25号山元町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の、すいません。

討論を行います。—— 討論はありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから、議案第25号山元町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は13時20分。13時20分といたします。

午後 0時04分 休憩

---

午後 1時20分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（菊地康彦君）日程第19. 議案第26号を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第26号山元町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、職責や従事する業務内容の均衡を図ることを目的に、任期付職員の期末勤勉手当支給月数の見直しを行うため提案するものであります。

資料ナンバー12、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1の改正内容ですが、任期付職員の賞与年間支給月数を見直し、年間支給月数を2.35月から4.5月に改め、その内訳については、表にありますとおり、期末手当を2.45月、勤勉手当を2.05月分に改めるものです。

なお、施行期日は公布の日とし、適用月日を令和6年6月1日とすることで、6月8日から支給可能とするものでございます。

こちらの議案については、議案第24号、議案第25号と同じく、試算に時間がかかってしまい、この提案時期になってしまったことをお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

以上で議案第26号の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから、議案第26号山元町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

議長（菊地康彦君）日程第20．議案第27号を議題とします。

本件について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第27号山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部が改正されたことから、所要の改正を行うため提案するものであります。

資料ナンバー13、条例議案の概要及び新旧対照表の2ページをご覧ください。

1の改正内容でございますが、1点目といたしまして、償還金の支払い猶予などの規定が施行令から法律に改められたことにより、参照する条文に条ずれが生じたので、改正するものです。新旧対照表2ページの第15条第3項が改正箇所になります。

次に、2点目といたしまして、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会の設置について規定するものです。

新旧対照表のほうをご覧ください。

法改正によりまして、審議会など合議制の機関を設置するよう努力義務化されましたので、新たに17条として支給審査委員会の設置について定めております。

なお、施行期日につきましては、公布の日とするものです。

以上で、議案第27号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから、議案第27号山元町災害弔慰金の支払い、支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議長（菊地康彦君）お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

議長（菊地康彦君）日程第21．議案第28号を議題とします。

本件について説明を求めます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。議案第28号山元町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和6年3月25日付、都市計画地区計画（新山下駅周辺地区）の変更の決定告示に基づき、所要の改正を行うため提案するものであります。

資料ナンバー14、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1の改正内容についてですが、別表第2、沿道住宅地区を追加するため改正するものです。

2の施行期日ですが、公布の日とします。

以上で議案第28号の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから、議案第28号山元町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

---

議長（菊地康彦君）日程第22、議案第29号を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第29号山元町地域防災計画についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、災害から町民の生命、身体、財産を保護し、災害による被害を軽減することを目的として、山元町防災会議が策定する山元町地域防災計画について、山元町議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を要するため提案するものであります。

資料ナンバー15、議案の概要をご覧ください。

1の防災計画の役割ですが、山元町に関わる災害から町民の生命、身体、財産を保護し、災害による被害を軽減することを目的に、町や防災関係機関等が行うべき災害予防対策や、災害応急対策、災害復旧対策等を定めるものです。

2の改定方針は、記載のとおり5項目で、1つ目として想定最大規模の被害想定を踏まえた防災対策の一層強化、2つ目が近年の災害や災害時の感染症対策など新たな課題への対策、3つ目が国県の防災計画及び施策の見直し内容を反映、4つ目が地震と津波の災害対策を地震津波災害対策編に統合、5つ目として火山、大規模火災及び大規模事

故に対する大規模事故対策編を新設としております。

3の地域防災計画の構成は、5編で構成されており、第1編を風水害等災害対策編、第2編を地震津波災害対策編、第3編を原子力災害対策編、第4編を大規模事故対策編、そして資料編となっております。県の地震被害想定、津波浸水想定により、地震、津波が一体となった災害対策が必要であることから、第2編を地震津波災害対策編として、前回から変更を加えております。また、大規模事故対策編を新設し、火山災害対策、大規模火災対策、大規模事故対策に対する対策を整理するものでございます。

4の住民意見等の反映としては、記載のとおり、町ホームページ等でパブリックコメントを実施したほか、住民説明会を実施しております。

最後に、県知事への報告と公表ですが、防災計画修正後は速やかに県知事へ報告し、町ホームページへ掲載いたします。

以上で議案第29号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから議案第29号山元町地域防災計画についてを採決します。  
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

議長（菊地康彦君）日程第23. 議案第30号を議題とします。

本件について説明を求めます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。議案第30号令和6年度道改1号 上平浜原線道路改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

1の契約の目的は、令和6年度道改1号 上平浜原線道路改良工事。

2の契約の方法は指名競争入札。

3の契約金額は、7, 370万円。

4の契約の相手方は株式会社岩見組です。

提案理由でございますが、上平浜原線道路改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

資料ナンバー16、議案の概要をご覧ください。

5の工事の場所、山元町中浜地内、6の工事概要ですが、1枚おめくりいただきまして、図面のほう見ていただきたいと思います。

施工箇所につきましては、JR常磐線の東側と西側の2工区となります。施工断面につきましては、下の標準断面図のとおり、片側に盛土をするような形となります。工事概要、工事の内容ですけれども、施工延長が2区間合わせて421メートル、道路土工、排水構造物工、擁壁工、舗装工、道路附帯施設工となっており、詳細につきましては、記載のとおりとなっております。

1枚目にお戻り願います。

7の工期についてですけれども、議決された日の翌日から令和7年2月3日までとなります。

以上で議案第30号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから議案第30号令和6年度道改1号 上平浜原線道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

議長（菊地康彦君）日程第24. 議案31号を議題とします。

本件について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。議案第31号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が、令和6年12月2日に定められ、現行の被保険者証が同日以降発行されなくなることに伴い、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があることから、地方自治法の規定により提案するものであります。

資料ナンバー17、議案の概要をご覧ください。

1の変更内容でございますが、広域連合規約第4条の規定において、広域連合が処理する事務を定めておりますが、ただし書により、別表第1に定める事務について市町村が担っております。今回、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、町が取り扱う事務の一部を変更するものになります。別表第1の2及び3におきまして、被保険者証及び資格証明書の引渡しと返還の受付とありますが、資格確認書等の引渡しと返還

の受付に変更するものです。

なお、施行期日は令和6年12月2日とするものです。

以上で、議案第31号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。マイナンバー、各市町村で努力をしながら、枚数は大分増えてきていると思うんですが、当町におきましては交付枚数、何枚になってますでしょうか。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。私の押さえてる数値になるんですけども、後期高齢者医療に限定させていただきたいと思うんですけども、3月末時点になりますけれども、対象者のほうが2,713名ございまして、うち1,665名の方がマイナンバーを取得しております。率にすると大体61パーセントの方となっております。

以上となります。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。全体では何パーセントぐらいになってんでしょうか。

町民財政課長（鈴木宏幸君）はい、議長。ではですね、枚数といいますか、保有率という形でご説明いたします。本町の人口に対する保有枚数率は、令和6年4月末時点の総務省ホームページ公表データによりますと、74.8パーセントとなっております。参考まで、宮城県平均については74パーセント、全国平均は73.7パーセントとなっております。

以上となります。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。それで、今回出されている後期高齢の中でのついでいうところなんですけど、マイナンバーを利用した保険、受診した時期なんか分かれば教えてください。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。本町の場合ですね、先ほどと同じ時点になりますけれども約4パーセントの方が利用しているというような状況になっております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。4パーセントということなんですけど、それくらいしか病院に通ってないっていうことなのか、それとも診療とか医療関係のところ、そういう設備も整っていないからできないのか。その辺は分析したことはありますか。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。医療機関、あとは調剤薬局とかですね、県内の全てのようになっているか押さえているわけではないですけども、先ほどの4パーセントというのは、実際かかってレセプトの枚数の利用率が、マイナンバーカードを利用した方が4パーセントいるというようなことになっております。

議長（菊地康彦君）よろしいでしょうか。そのほかございませんか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今の質問なんですけど、4パーセントっていうのは非常に低い。利用率としてはですね、取得率が半分以上、持っているのにもかかわらず利用率の低いですが、これ全国平均よりもずっと低いのではないのかなと。私が持っている数字は、去年12月、2023年12月時点で全国の平均で4.27パーセントだったか4.29パーセントに多分3か月、6か月半年後だから、それ以上に増えてるのかなということ、5パーセント、5パーセント、6パーセントになってると。まだ2桁までいかないのかなというふうに思うんだけど、その低い理由をどのように持って、分析してるかね。低い理由ですよ。何でこんなに使われていないのかなということ、町としてどういうふうに分しているか。あれば、なければいいです。まだ全国的に遅れてるもんですから。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。正確な分析ではございませんけれども、やはり今の状況

ですと、マイナンバーカードと現在ある被保険者証、どちらも利用できるというところから、今までの流れでといたしますか、利用しやすいほうで利用しているというような現状にあるかなというふうには分析しております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう利用率なわけですが、そもそもこの制度ってどんな制度なのかっていうこともね、まだ、とりわけお年寄りの方、私も含めて、内容について分からないといった不安とかあと今もろもろマスコミで騒いでいますと、問題にしています。今日もたまたま、テレビでやってみました。それはどうでもいい。そもそもね、町としてこういう制度なんです。ここで示されているのは先ほどの説明の中では、ここだな。現行の被保険者証は同日以降発行されなくなる。現行の紙の保険証がなくなると、なくすという説明でしか、これないんだけど、どうなのとかさ、どうすればいいのかっていう説明がっていうのも分かればですが、それで我々ちょっと私判断つかないんで、その辺の説明を伺います。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。現在、マイナンバーカードと健康保険証を連携している方については、そのマイナンバーカードで利用していただくというようになります。それは12月2日以降。現在連携していない方につきましては、申請することなくですね、この今回の改正でもあります資格確認書というのを発送することになりますので、そちらのほうで、病院、薬局のほうを受診できるというようになります。現在の保険証につきましては、今ですね、7月末までのが皆さんお持ちなのかなと思います。今回、8月からの部分につきましては、8月から1年間ということで、来年の7月31日までの保険証をお渡しします。ですので、12月1日以降新たな保険証、12月2日以降ですね、新たな保険証は発行されなくなりますけれども、現在の保険証は来年の7月31日まで利用できるというような経過措置が、国のほうで設けられているということです。

その中で、万が一、途中で紛失しましたというようなことで、再発行ということになれば、今度は今の保健証の再発行ではなくてですね、資格確認書を発行するというような流れになってございます。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。資格確認書の使える、もうずっとこれは将来にわたって使えるということになってるのかも確認します。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。今の段階では、資格確認書のほうがですね、継続的に発行されていくという形になっております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。助かりました。私1年間しか保証がないのかという理解ですね、それはそれでありがとう。ありがとうでないね。それでずっと紙でやれるということですね。はい、分かりました。

そしてね、今日、実は、先ほど薬局で云々っていうね、話あったんだけど、今日テレビでは、こっちがな、マイナ保険証未所持で薬もらえずというタイトルで、今日実はテレビでやってたんでね。どういうことかっつうとね、もう既にこの制度が薬局に知れ渡って薬局のほう勝手にそう思い込んでいて、もう保険証は使われないというようなことで対応して、薬がね、もらえないという事態が生まれる。

この件については、テレビの中では解決対応したようなんですが、そういったものが、まだそういう認識がまだまだあったっていうのはこれは、政府のほうですね、河野さんという人だかが、医療機関関係者にこの通達通知でね、そういう方向でね、というの

はちょっと先取りしてしまっていてしまった、この薬局はね、大手チェーンのようなんだけど、っていうことでね、不安を与えていると、っていうね、薬もらえなかったら死を待つしかないというような人も多分いるというところからというのも問題で、その問題併せて言うと、顔認証とかね、手続ってね。それから、マイナ登録しても、保険ね、登録しても、もう今でも出てくる。誤ってね、ひもづけの誤って別人情報にやられて、行ったらばその別人情報の医療情報なり情報で診療受けてしまったことによって、病気が重くなったとか、これは具体的にあるみたいなんだけど、1件か2件とかね。というのが、今なお解決されない中でこの議論がね、国レベルでは、もうどんどん先に走っていった。

だけど直接というかね、命預かってんの何だかんだ言って、基礎的自治体なんですね、直接結びついてね。町の考えってというのは非常に重くなると思うんですけども、こういった今言われている、問題にされている対応、町としてとれるのかどうか伺います。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。このマイナンバーカード、マイナ保険証制度については国全体でやっておりますので、一つの町のほうです、どうだっというようなことはちょっとできかねるかなと思います、国の指導を仰ぎながら対応していきたいと思えます。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今、権利の問題も確認してですけども、先ほど来、資格証が発行されるっていう、その発行のされ方ね、これ申請というふうに思ったんだけど、申請だけ、さっき自然、自然って引き続き、持っている人は手続をしなくても自然に、保険証から資格確認書っていうのか、いうふうな説明を受けたんですけども、これも心配の対象の一つとして言われてたんですが、ということではないと、先ほどの説明が正確だということでもよろしいんですね。確認。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。マイナ保険証と連携していない方につきましては、申請不要で送付するというような流れになってございます。ですので、私たちの町の場合ですと来年の7月頃にですね、更新の切替えの時期なんで、来年の7月頃に資格確認書が送付されるというようなことになっています。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。これも確認ということなんですが、そしてその確認書が手にすればそれはずっと引き続きずっと、確認書で対応できるということですよ。さっきの答弁、回答ではね、そういうことで受け止めていいとしました。受け止めます。

今後ね、マイナ保険証を利用する場合、ここにマイナ保険証って、今の現在の保険証とどこが違うのかを確認したいと思います。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。マイナ保険証のほうでは、まず認証しなくちゃならないってところが大きいかなと思います。二通りの認証の方法がありまして、暗証番号による認証、あとは顔認証というようなことがあります。あとは、マイナカードのほうにですね、検診とかの情報が入っている。あとは、調剤とかの服用された情報が入っているというようなことで、適正な医師のほうからの調剤処方が出されるというようなのが、国のほうから言われております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。そこがうんと、今問題にされているところなんですが、診療情報とか薬歴ね、っていうのがもう、今紙の保健証でないけども、この前の保健所にはそこにぎっちり詰まっている。そこで出てくる心配が別人情報をひもづけてね、誤登録、どこでもチェックないと、人の薬歴病歴でお医者さんがそれを見て、この人はこういう病

気だからこういう対応すればいいとやってしまう。これはね。お医者さんのほうも医療機関のほうも非常にね、心配してるわけね、であるそうなんです。今もね。その辺の、そういう問題意識でいいのか。ここで解決するという問題でなくてね。そういう心配があるんだけど、そういうことで、そういうのは正しいか、正しくないかでなくて、思ってるんですが、その辺の町の情報はいかがでしょうか。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。そこのひもづけについては、国のほうでチェック作業というを行っているので、正確なチェックが行われているものというふうに捉えております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺をね、町との関係で、どういうシステムになってるのかね。もう、今の話では国がこうだからって、それを信じてやんだけど、国を信じてやった結果が今生まれている誤登録問題ね、最近宮城県で200、二百何件そういうのが見つかったというような報道が最近あったんですけども、その中に多分、山元町は入ってないと思うんだけど、そういうの出てきてしまっただけでは、本当に人の病気を診て直すって、本当に命に関わるそういうことで、医者の方にも不安でおっかないっていう、今日も言ってたんだけどテレビ番組の中でね。まだ完璧な制度にはなり得ていない法律です、ということを確認するために一々確認してただけっどさ。

多分そういったそう問いかけても答えられないだろうということ、答えることができないっていうかな、分かるわけない、国の判断。もし、命に関わる問題ね、それで誰が責任取るのかというっていう話になるとね、多分町にね、負われるんでねえかなっていう心配もあるんだけど、まず、それはそういう可能性の問題だから、それを強調するつもりはさらさらないですが、町として、町として、この制度をね、まだ未完全、未整備であるにもかかわらず、実施期間だけはもう決めましょうと、決めたんだ、決めるんだよね。それにつくってるといっていかね、そういうマスコミ報道の中でもね、大臣がね、デジタル庁のね、長官ですね。問題が分かって指摘されていながらもなお突き進もうということ、国会の中でもいろいろね、今、混乱とは言わないけど問題提起されているという状況の中で、今回のこの提案されたものは、またそういう未整備したものに対してね、町として賛成するという内容のものになるというふうに、私は受け止めてるんです。ここでも協議の素材にすると、協議するため、この町で出したものを提案して、町でこれを認めれば後期高齢者連合、そっちでは山元町はこれで賛成してくれたんだということ、宮城県の後期高齢者医療広域連合では、この内容で進んでいくというふうなことになるわけですけども、町として、このことについてどれだけこの検討、この議案を提案するに当たって、どれほどの調査検討をして、そして我々に提案してるのかっていうところ、その辺はちょっと確認しておきたい。ちょっと、もうそれでね、決めてしまったらね、あと我々、それを通したということになっと、その後問題になったりすると、という不安懸念から確認するんですが、確認ですから別にこっちで答えられたらその辺を確認したいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。国との、町とですね、今、遠藤議員が言ったように、まだはっきり、はっきりっていうか、みんなが不安なままの状態での国からの提案を、町がそのままのむのかということだと思っんですけども、町としては国でいろいろな課題、懸案があることも知っておりますが、国のほうの施策に対して、国のほうでしっかりと対応するというのを言った上で進めていることなので、まず今のところは、町としても

それを信じて進めるといふところなのかなというふうには考えております。

ただ、今、遠藤議員が言ったようにですね、まだまだそういう不安が消えない部分が多いですので、町としてはそういう部分をちゃんと確認をしながら、進めて今後もですね、これまでもいろいろ問題が起きてからではありますけれども、そういう事案に対しての確認はしながら進めてきているところではありますが、今後もですね、そういう部分については確認をしながら、12月2日の、これが、実際今回こういうふうな形になっても、もしかすると国のほうで、さらにまた見直しがかかる可能性もありますけれども、そういうところはしっかりと対応しながら、町民の方たちにですね、負担、迷惑かからないように、町としては対応し、今後もですね、していこうというふうには思っております。

議長（菊地康彦君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君） これで質疑を終わります。

---

議長（菊地康彦君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

3番（遠藤龍之君） はい、議長。ただいま提案されております議案31号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、次の理由から、反対の討論を行います。

健康保険証の廃止、マイナンバーカードへの一本化は、全世代にとって大争点であります。とりわけ75歳以上の高齢者にとっては、文字どおり死活的な大問題と言われております。病気にかかりやすく治療に時間がかかる高齢者にとって、保険証は命綱です。現行の保険証、後期高齢者医療証が廃止され、マイナンバーカードを持ってない、持たない人が資格確認書の申請、取得できず無保険になれば、この件については確認されておりますが、医者にかかることも困難となり、命に関わる事態となることが指摘されております。

また、マイナ保険証に切り替えた人も、不利益を強いられる事態が起きています。医療機関の窓口でカードリーダーの不具合等で、マイナ保険証から資格確認のデータが取得できず、10割負担を求められた問題。マイナ保険証の別人の診療情報がひもづけられた誤登録問題で、別人の情報に基づいて医療行為や薬剤投与が行われる危険性があり、命に関わる問題であることも指摘されており、医療を最も必要とする75歳以上の高齢者にとって、その影響は特に深刻であります。利用率も依然として低い中で、医療を奪われれば、たちまち命のリスクに直面する75歳以上の高齢者の受療権を守るため、後期高齢者医療を医療証の存続と、マイナカードへの強制的な一本化の中止を求め、提案されている宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について反対をするものです。

議長（菊地康彦君） 次に、本件に賛成の方の発言を許します。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君） これで討論を終わります。

---

議長（菊地康彦君） これから、議案第31号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。この採決は起立をもって行います。

本件を原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。しばらくお待ちください。

[賛成者起立]

議長（菊地康彦君）起立多数であります。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

議長（菊地康彦君）日程25．議案第32号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、議案第32号令和6年度山元町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模であります。歳入歳出それぞれ3億12万1,000円を増額し、総額を83億1,128万9,000円とするものであります。

補正の大まかな内容でございますが、個人住民税の定額減税にかかります予算あるいは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金など国の施策に伴う事業費のほか、交付金や補助金の交付決定による事業について予算措置してございます。また、待機児童の解消を図るべく、町内の私立幼稚園が進める幼保連携型認定こども園への取組を支援するため、補助金や関連する予算を計上しております。

なお、会計年度任用職員への勤勉手当の支給及び任期付職員の手当の支給率を見直しており、これら人件費個々の説明につきましては、省略しますことをあらかじめご了承願います。

それでは、歳出予算からご説明いたします。7ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費でございます。

まず、6目企画費ですが、地区集会場への備品整備に対する補助金となります。対象行政区は小平であり、財源については、コミュニティー助成事業を活用いたします。

次に、7目情報管理費ですが、LINEアプリケーションを活用した行政手続などを進める費用として、847万3,000円を計上しております。また、マイナンバーを活用し、他の自治体との情報連携に係るシステム設計等に要する負担金として、387万6,000円を計上しております。いずれも国庫補助金を活用いたします。

続いて、23目住民税非課税世帯等に対する、臨時特別給付金ですが、事務費を含め合計4,088万5,000円を計上しております。交付対象者ですが、令和6年度に新たに非課税となった世帯または住民税均等割のみが課税される世帯であり、その財源は全額国庫補助金となります。

次に、24目定額減税調整給付金ですが、所得税及び個人住民税の定額減税に伴い、減税可能額に満たない差額を給付するものであります。事務費を含め合計1億1,714万1,000円となり、財源は全額国庫補助金となります。

9ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費になります。まず、1目児童福祉総務費ですが、町内の私立幼稚園において、令和7年4月から、幼保連携型認定こども園への移行を進めております。この取組は、町の課題でもあります待機児童の解消につながりますことから、補助金5,000万円を交付し、支援してまいります。

次に、2目児童措置費ですが、ただいま2款でご説明しました住民税非課税世帯等への給付金と合わせて、給付世帯における18歳以下の子の数に応じ給付するものであります。事務費を含め375万8,000円を計上しており、その財源は全額国庫補助金

となります。

続いて、5目学童保育施設費ですが、児童クラブの利用者の増加に伴い支援員を増員するため、450万2,000円を増額するものです。

4款衛生費1項保健衛生費2目予備費であります。この秋から、65歳以上の高齢者に対する新型コロナウイルスワクチン接種が、定期接種となります。接種費用の一部が補助されますが、町としましても接種希望者の負担軽減を図るため、費用の一部を補助すべく2,966万1,000円を計上しております。

6款農林水産業費1項農業費であります。まず、2目農業総務費ですが、3款民生費でご説明しました町内の私立幼稚園の認定こども園への移行に伴い、隣接します農村集落多目的センターの改修費用として550万円を計上してございます。

次に、5目農地費ですが、亘理土地改良区が管理します坂元地区の揚水機場において、井戸ポンプの経年劣化が著しいため、修繕に要する費用の一部として140万円を負担するものであります。

11ページをお開き願います。

9款消防費1項消防費4目災害対策費になります。沿岸部の行政区において、防災活動に使用するヘルメットなどの備品を整備するほか、2つの行政区において集会場にAEDを配備するものであります。財源につきましては、コミュニティー助成事業を活用いたします。

12ページをご覧ください。

10款教育費2項小学校費ですが、教育振興を目的とした寄附そして補助金の交付決定に伴い、各種事業の財源を振り替えております。

また、3項中学校費につきましては、山元中学校の備品が経年劣化により破損しましたことから、この寄附金を活用し、当該備品を更新するものであります。

続いて歳入予算についてご説明いたします。5ページにお戻り願います。

1款町税1項町民税であります。昨年11月に閣議決定されました総合経済対策によるものであります。個人住民税の定額減税により7,200万円の減収が見込まれます。なお、この減収分につきましては、下段の10款地方特例交付金により全額が補填されるものであります。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金のうち、1節物価高騰対応重点資本地方創生特別地方創生臨時交付金でございますが、こちらにつきましては歳出でご説明しました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び定額減税調整金の財源として、1億6,178万4,000円を計上しております。

次に、2節デジタル田園都市国家構想交付金ですが、歳出でご説明しましたLINE事業に取り組むための補助金になります。

また、3節社会保障番号制度システム整備費補助金ですが、こちらも歳出でご説明しましたマイナンバーに関するシステムの設計等に要する負担金に対し交付されるものであります。

16款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金ですが、歳出に計上しております母子健康事業の財源として交付されるものであります。

6ページをご覧ください。

19款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金ですが、今回の補正予算に係る財源調整

としまして、1億349万2,000円を財政調整基金から取り崩すものです。この結果、繰入れの合計は、8億4,595万8,000円となります。

21款諸収入5項雑入1目雑入であります。歳出でご説明いたしました小平地区における集会場の備品整備、そして沿岸部における行政区等の防災資機材の整備に関するものであり、2つの事業の合計で320万円を計上しております。また、新型コロナウイルスワクチン接種に係る助成金として2,075万円を計上しております。

以上で、議案第32号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は14時25分、14時25分であり  
ます。

午後 2時14分 休 憩

---

午後 2時25分 再 開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（菊地康彦君）議案第32号についてこれから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

2番（高橋真理子君）はい、議長。9ページです。3款2項1目の児童福祉総務費について伺います。この社保連携型認定こども園、いいましても、この5,000万円の件なんですけれども、国から出ないということになっての今回の町の出費ということになるわけなんですけれども、意見書とかは出されてると思うんですね。これは、我が町だけじゃなくて、もうほかの町にもこういったケースがあったと思われるようで、その辺の意見書、陳情書というんでしょうか。出されてると思うんですけども、それは国からの何か返答であるとかあるいは時期を違えても出るなんていうような、淡い望みなどはないものなのでしょうか。お伺ひいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今回のですね、補助制度におきましては、結局事前着工してしまうと対象外になってしまいます。ですので、今後、可能性としては、国のほうですね、補正をかけまして予算を追加して、多分その部分の、それがどれだけの申請が上がるかによってまた、その予算内っていうのは分かりませんが、そういう可能性はあると思うんですが、現状で前回、全協の中でも説明しましたとおり、それを待っているちょっと時間的な余裕がですね、今のところはないということで今回このような形で、皆さんの議会のほうのですね、承認をいただいて、いただければ、このような形で町として支援をしたいということをお願いしているところでありますので、国のほうが今後どうなるかということですね、正式にはまだ町のほうには全然、その辺は分かりません。ただ、臆測としては多分、補正がかかるのではないかとこのころはありますね。

議長（菊地康彦君）そのほかございますか。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまの同僚議員の質問と関連するんですけども、この予算措置の関係は、去る11月の全員協議会で説明を受けたわけですね。先ほどの企財課長からご説明ありましたけども、この国の制度を活用したいいわゆる待機児童の解消あるいは今、町直営で取り組んでいる保育事業、一部でも民間のほうに移譲というか、委ねることができるというようなことで、これは私のみならずここにおられる議員各位、同じ思いだと思うんですね。ですから、それはそれである時点ではね、昨年12月の時点

では非常に町の取組も順調だったのかなあというふうに、いい感じで受け止めとったわけですね。ところが、1月に入るとちょっとやはり怪しくなったっちゃうか、これこれというふうな話があったわけですけども、結果として賛成なんですけども、この国の制度を使えないことによって、町の持ち出しが当初の倍の5,000万になってるということもあるもんですから、全協で説明は当然受けてますけども、担当課長さんあたりから、その辺経過を少し、町民の皆様にも分かる形で、まずは説明していただけるとありがたいんじゃないかなというふうに思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。細かいところはですね、今、齋藤議員からありましたように、担当課のほうからもお話をいたしますが、一応国のほうは、ただいまの質問だと国のほうのことだったのですが、前にも全協でも話したとおりですね、国のほうの資金がいっぱいになったということで、県のほうのその子ども・子育て基金ですかね、そちらのほうで、もしかして対応していただけるのではないかとということで、そちらのほうも県のほうにお願いをしております。そちらのほうは、まだ正式には金額的なところというのが来ておりませんので、この場でまだ発表するということではできませんが、県のほうもですね、その辺はしっかりと、もともと国が支援していただけるはずだった、その5,000万まではいかないにしてもですね、ある程度の一定の金額を今、計算をさせていただいて、今月の末か、来月の初めぐらいには、数字どのぐらい、町に対して支援していただけるかというのが、いただけるんではないかというふうなところまでは来ております。

ただ、この場でですね、まだ正式な文書としていただいておりますので、公表するわけにはというか、まだ来てませんので、こちらとしてもその金額的なところはですね、分かりかねますので、ただその辺はご容赦いただければというふうには思います。

町としましても、先ほど齋藤議員からあったように、もともとの制度でいけば2,500万の支援というところが、倍額の5,000万というところで支援をするということで進めておりますが、そうやって各所の支援をお願いをしておりますので、そちらで幾らかでもご支援をいただければ、その分が減額できるようにはなるのかなというふうには思っております。

担当課のほうからちょっとその辺の経緯といいますか、話したほうがよろしいですか。内部的には前に話した部分で、あと支援の部分を国なり県に、私なり担当課で何度か足を運んでお願いに行ったという部分で、今ここまで進んでいるという部分なんです。それでよろしいでしょうか。担当課のほうからこれまでの経緯、1回話しますか。はい。じゃ、担当課のほうから説明をさせていただきます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。ただいまやまもと幼稚園の件でご質問があった件に関しては町長が回答したとおりでございます。当初予定しておりました就学前教育保育施設整備交付金、こちらのほうが、第2回協議のほうで突然中止になってしまったということで、こちらの課題に関しては、全国知事会でも大きく取り上げている課題となっております。

こちらのほうの中止の連絡を受けましてから、町としての待機児童対策というふうなところのためにということで、当初の予定どおりということで、事業のほう進めてきているところです。

国のほうの交付金に関しましては、その後緊急の冷房対策、そちらのほうを優先して

というふうな形での連絡は入っております。ただし、予算の範囲内ということですので、そちらのほうの金額については確定できる金額ではないというふうなところで、県国のほうからは連絡が来ているところです。

また、県のほうと今、調整中でありますので、県のほうの基金に関する回答が得られた時点また今後の予定が確定しました時点で、詳しい内容につきまして議会のほうにも説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（菊地康彦君）そのほかございますか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今の件なんです、何回も説明を受けて、非常にこれは私は、町は被害者だというふうな受け止めなんです。国で決めたものをね、国が約束を破ったという結果なんです、第2回協議会とかね、突然打ち切ったってね。そういう国のね、そういうこのあれに対して、町としてはやることやってるっていうかね、何回かね、お願いではないんだね、要求とかね。というくらいの表現でないと、向こうに通じないと思うんだけど、やっぱり、そしてこれは今もう全国知事会の話でもね、もういち早く取り上げて、国に対して要請してる。先ほど、高橋議員が言ったのも多分その類のね、話だと思うんですが、市町村会とか何会とかね、多分そういうところでもそういう要請はしてるかと思うんです。

そういうことを通じてね、お願いってこれ、最初に決めたもん、決まったとおりにね、5,000万なら5,000万きっちりと頂くような努力を、働きかけを1人だけでなくて、今言った全国の問題になってるわけですから、よくなるならって、その都度、そういう機会を設けて、そして強く要請して、当然のことながら最初の金額どおり頂くという動きを、行為を今後も引き続き強めていって、最終的には完全に頂くということで落ち着くような取組を進めるべきだということで、終わります。

議長（菊地康彦君）特に回答はいいですか。そのほかございますか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。9ページの民生費3款2項の、児童措置費の中の扶助費、18歳以下ってということで375万措置されてんですが、これは何人を予定し、何世帯を予定しているのか。その辺お尋ねします。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。こちらですが、18歳以下の児童を持つ世帯に加算ということで、こちらのほうは30世帯、すいません。すいません、30世帯、75名ということなんです。失礼しました。40世帯、75名ということで予定をしております。

以上です。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。それと同じなんです、7ページの2款1項の23目の中のやっぱり負担金補助金及び交付金のところの4,000万、住民非課税の部分なんです、ここも何世帯、何人くらいになるのかお尋ねします。

保健福祉課長（齋藤剛君）はい、議長。こちらの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金でございますけれども、非課税世帯250世帯を想定しております。均等割のみ課税世帯を150世帯。合わせますと、400世帯ということで、1世帯10万円になりますので、4,000万というような数字になっております。こちらのほうはですね、令和6年度、新たに住民税が非課税もしくは均等割課税になる世帯ということで、令和5年度

に支給を受けた世帯は対象外となりますのでご理解いただきたいと思います。

議長（菊地康彦君）そのほかございますか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。10ページ、6款1項の5目農地費のところの負担金補助金、農業用水、農業用の水利のところなんです、3か所って聞いたこと聞いた記憶があるんですが、どこなのか教えていただければと思います。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。こちらの事業の箇所、3か所につきましては坂元地区にある井戸になりまして、屋敷下、あと谷中、大森の3か所でございます。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。今度は11ページです。先ほど説明はあったんですが、9款1項の災害対策のところですが、消防団のヘルメットですね。これは何名分なのか。あとは、備品でAEDなんです、これは2地区って聞いたんですが、何台ずつなのか。その辺お尋ねしたいと思います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。すいません、消防団の人数まで今、詳しい資料はお持ちしていないので、ちょっと後、お答えしたいと思います、AEDについては2地区のほうに予定しています。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。すいません、補足いたします。このヘルメットは、消防団に配付するものではなくて、地区の防災活動、いわゆる自主防災組織ですね、こちらのほうに配付するものになります。5つの行政区、沿岸部になりますから、沿岸部の行政区の数を合計しますと、ヘルメットで122個、恐らく役員さんに配付するものになるかと思いますが、122個。その他、例えば災害対策本部といいますかね、地区の本部を設置する際のテーブルだったり椅子だったり、そういったものについて一括して整備するというふうな内容になってございます。

以上です。

議長（菊地康彦君）総務課長。あと2か所どこだっていう、地区名。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。すいません、先ほど2地区と言いましたが、具体的な地区については、浅生原地区と牛橋2地区であります。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。ここは各1台ずつですか、AED、何台ずつでしょう。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。浅生原地区と、牛橋地区に1台ずつということになります。1台ずつ。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。AED、やっぱりいろんな場面で必要だと思うんですね、今日の予算ではないんですけども、ほかの地域にはもう既に設置なさっているのかどうかもちょっと確認してみたいと思うんですが。まだ未設置のところがあれば、これからやっていかなきゃならないと思うんですが、その辺についても伺います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。すいません。全地区に確認取ったわけではないので、臆測の部分がありますけども、まだ未設置のところあるかと思いますが、各行政区に要望確認して予算措置しておりますので、今後、未設置のところがありましたら、設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。よろしいですか。

---

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから議案第32号令和6年度山元町一般会計補正予算第1号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（菊地康彦君）日程第26．議案第33号を議題とします。

本件について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。議案第33号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ656万1,000円を追加し、総額を17億8,544万9,000円とするものであります。

議案書6ページをお開き願います。歳出予算からご説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費についてであります。資格確認書発行のためのシステム改修に係る委託料として、602万3,000円を計上しております。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、今年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保健証を基本とする仕組みに移行することが決定されましたので、関連経費を措置しているものであります。

次に、4項趣旨普及費1目趣旨普及費につきましては、マイナ保険証の利用促進や健康保険証廃止後の対応について、制度の周知に要する費用として4万円を増額しております。

次に、5款保健事業費1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費であります。3節の職員手当等及び4節の共済費について合計49万8,000円を増額しております。これにつきましては、一般会計同様、会計年度任用職員の処遇改善に係る経費を措置しているものです。

続いて、歳入予算についてご説明いたします。5ページのほうにお戻りください。

3款国庫支出金1項国庫補助金3目社会保障税番号制度システム整備費補助金であります。歳出でご説明しましたマイナ保険証への対応に係る財源であり、その全額が交付されるものであります。

次に、6款繰入金1項繰入金2目一般会計繰入金であります。こちらも歳出で説明しましたとおり、人件費に係る予算を一般会計から繰り入れるものであります。

以上で、議案第33号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。6ページの真ん中、総務費の趣旨普及費の1目趣旨普及費について4万円について伺います。先ほどの説明で趣旨の周知を図るということなのですが、

その周知の内容について、あと時期ですね、内容ですね、まず。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。今後ですね、保険証の更新時期ございますけれども、その更新に合わせまして、マイナ保険証への移行のチラシですね。国のほうでリーフレットのほうを作成しておりますので、それを町のほうで代用するような形で、加入者のほうに送付し普及をすることを予定しております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。その際ですね、今の答弁では、国の言うとおりのものを出すというような説明だったんですが、今この山元町の現状に合わせたチラシ、何を言いたいかという、山元町、ほかのところよりも独り暮らしとかね、高齢者の方々多いというふうな現状の中でね、そういった人たちがとりわけ独り暮らしの人結構多いというのが、この間の議論の中で確認されてることなんです、その方たちも理解しやすいような内容で、不安を与えないような内容のものを作成すべきだと思うんです。どうもね、今のこの国の進めてるもろもろのことを考えるとね、なかなかそこまで至らないような内容のものになっているから、先ほど来ね、みんな不安を感じてこの問題が議論されてるといことなんで、その辺のね、不安をなくすような町独自のチラシを、早期に発行して周知して、混乱を招かないような取組を進めるべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。議員おっしゃるとおりですね、分かりやすいようにですね、周知に努めてまいりたいと考えております。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）これで質疑を終わります。

---

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議長（菊地康彦君）これから、議案第33号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

議長（菊地康彦君）日程第27. 議案第34号を議題とします。

本件について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第34号令和6年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ81万4,000円を追加し、総額を15億1,923万9,000円とするものであります。

議案書7ページをお開き願います。歳出予算からご説明いたします。

3 款地域支援事業費であります。2 項一般介護予防事業費 1 目一般介護予防事業費及び 3 項包括的支援事業任意事業費 2 目任意事業費ともに、3 節の職員手当、4 節の共済費について合計 8 1 万 4, 0 0 0 円を増額しております。これにつきましては、一般会計、そして国民健康保険特別会計同様ですね、会計年度任用職員の処遇改善に係る経費を措置しております。

続いて、歳入予算についてご説明いたします。5 ページにお戻りください。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金から 5 款県支出金 2 項県補助金までは、負担割合に応じた国や県からの交付金であり、その合計額は 4 9 万 5, 0 0 0 円になります。

次に、議案書の 6 ページの 7 款繰入金 1 項繰入金 1 目基金繰入金については、基金積立金からの取崩し、2 目一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入れであり、繰入金の合計は 3 1 万 9, 0 0 0 円となります。

以上で、議案第 3 4 号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

---

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

---

議 長（菊地康彦君）これから、議案第 3 4 号令和 6 年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第 3 4 号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（菊地康彦君）日程第 2 8. 閉会中の継続審査申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第 7 7 条の規定により、お手元に配付のとおり、継続調査の申出が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の審査調査に付すことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

議 長（菊地康彦君）日程第 2 9. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取扱いは議長一任することに決定しました。

---

議長（菊地康彦君）日程第30．委員会審査期限延期の件を議題とします。

議案第23号の審査については、産建教育常任委員会に審査を付託し、今会期中に審査を完了するよう期限をつけましたが、産建教育委員会委員長から山元町議会会議規則第45条第2項の規定により、お手元に配付のとおり、審査期限延期要求書が提出されております。

お諮りします。

産建教育常任委員会委員長からの要求のとおり、次回定例会、令和6年第3回山元町議会定例会まで審査期限を延期することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

産建教育常任委員会委員長からの要求のとおり、議案第23号山元町茶室条例の審査については、この審査期限を次回定例会、令和6年第3回山元町議会定例会まで延期することに決定しました。

---

議長（菊地康彦君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回山元町議会定例会を閉会します。

午後2時56分 閉会

---